

HTW ラブホテル再建を実現する会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、『HTW ラブホテル再建を実現する会』と称する。

第2条 (目的)

本会は、会員のラブホテル再建の実現を目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局を、主宰者（株式会社ハート・トラストウイン 代表取締役 山内和美）の事務所内（東京都新宿区西新宿3-1-2）に置く。

第4条 (業務)

主宰者（株式会社ハート・トラストウイン）は、会員に対して、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. ラブホテル売却物件の査定、売却のコンサルティング（助言・指導）
2. ラブホテル購入のコンサルティング（助言・指導）
3. ラブホテル投資のコンサルティング
4. ラブホテル改装の助言・指導
5. ラブホテルの経営・管理の助言・指導
6. ラブホテル資金調達の支援
7. マーケティングおよびデューデリジェンス（ラブホテル評価レポート作成）
8. ラブホテルオーナーを対象とした経営講座の開催、
および、支配人・従業員の教育研修
9. 上記1～8以外のラブホテル事業に関するコンサルティング

10. ラブホテル売買仲介（媒介）

※主宰者のグループ会社（ラブホテル運営会社）にておこないます。

株式会社イーアイホテルシステムズ 宅地建物取引業

（東京都知事（1）第 91736 号）

（所在地：東京都新宿区西新宿 3-1-2 HAP 西新宿ビル 5F 主宰者所在地と同室）

宅地建物取引主任者 山内和美

（㈱ハート・トラストウィン代表取締役・㈱イーアイホテルシステムズ非常勤）

11. 10条のラブホテル不動産売買仲介に止まらず、M&A（会社売買）仲介

12. 上記1～11に関する、会員の悩み相談等に対する全般的なアドバイス・カウンセリング

第5条（会の開催）

定例会等の会は、とくに開催しないものとする。

ただし、本会（『HTW ラブホテル再建を実現する会』）の主宰者（㈱ハート・トラストウィン）が別に主宰している『ハート・トラストウィンの会』＜レジャーホテル（ラブホテル）物件の売買情報の交換等を目的とする『ハート・トラストウィン会員組織』の会＞に、『ハート・トラストウィンの会』の参加資格要件を満たす本会（『HTW ラブホテル再建を実現する会』）会員は、入会することができるものとする。

『ハート・トラストウィンの会』に入会した本会（『HTW ラブホテル再建を実現する会』）会員は、本会会則ならびに、『ハート・トラストウィン会員組織』の会会則に従うものとする。

『HTW ラブホテル再建を実現する会』の会員が『ハート・トラストウィンの会』に出席する場合は、別途、『ハート・トラストウィンの会』会則に従い、必要に応じて、秘密保持誓約書等の差し入れ書類を主宰者へ提出するものとする。

なお、主宰者が『HTW ラブホテル再建を実現する会』の定例会を開催するべきであると判断した場合は、定例会を開催することができるものとする。臨時の会を開催するべきであると判断した場合は、随時、会を開催することができるものとする。

第6条（メール・電話の相談）

会員は、主宰者に、メールあるいは電話で、第4条に関わるラブホテル経営の悩みなどの相談をおこなうことができるものとする。会員からのメール・電話での相談に関しては、原則、主宰者は、無料で相談に応じるものとする。

ただし、相談内容等によっては、主宰者は回答をおこなわないことができるものとする。

また、相談内容等によっては、有料にて相談に応じることがあるものとする。有料となる

場合は、主宰者は、その旨を事前に告げるものとする。会員から了承を得た場合のみ、主宰者は会員にその料金を請求するものとする。

主宰者は、主宰者の判断により、随時、会員からの相談に応じる日時や相談に要する時間、相談に応じる回数や程度を、決めることができるものとする。

第2章 会員

第1条（会員資格）

本会は、ラブホテルの再建を実現したい法人および個人のうち、所定の手続きを経た者で、主宰者が入会を認めた者を会員とする。

所定の手続きとは、原則として主宰者との面談、所定の書式への記入をいう。ただし、会員の所在地が遠方であるなどの理由により面談が難しい場合等は、所定の書式への記入のみで会員資格を得られる場合があるものとする。

また、第1章第6条のメール・電話の相談については、所定の書式を簡略化した形式（主宰者のホームページからお問い合わせフォームの利用などによる）によるものであっても、会員に対する主宰者のサービスと同等あるいは準じるサービスを提供する場合がある。

第2条（会費）

会費は、とくに徴収しないものとする。ただし、本会の運営上、やむを得ず会費が変更される場合があるものとする。

また、第1章第4条の主宰者がおこなう業務の種類、内容、範囲に応じて、別途コンサルティングフィー等が発生する場合がある。その場合は、事前に会員にそのおおむねの金額および理由等を説明するものとする。会員が了承した場合のみ、主宰者は、その業務を開始するものとする。フィーの支払方法等は、主宰者と会員との間で協議された方法によるものとする。

会員の了承のもと、主宰者が業務を開始した場合は、その金額を会員は主宰者に支払うことを誓約するものとする。

業務の種類、内容、範囲によっては、主宰者以外の専門家等を紹介する場合がある。その費用についても、その専門家等は、主宰者がおこなうのと同様に、事前におおむねの金額および理由等を説明し、会員が了承した場合のみ、その業務を開始するものとする。フィーの支払方法等は、専門家等と会員との間で協議された方法によるものとする。

第1章第5条の『ハート・トラストウインの会』定例会の会費は、入会金はなし、毎回（定例会は月一回程度開催予定。主宰者の都合により開催しない月がある）定例会出席ごとに、会費として1000円納入するものとする。ただし、『ハート・トラストウインの会』の運

営上、やむを得ず会費が変更される場合があるものとする。

『HTW ラブホテル再建を実現する会』の会を開催する場合は、別途、会費等について、決めるものとする。『HTW ラブホテル再建を実現する会』の会に出席する場合は、本会会員は、その会費を納入するものとする。

第3条（届出）

会員は、その住所、氏名等を変更したときには速やかに届け出るものとする。

第4条（退会）

会員は、退会したい場合には、主宰者に届け出ることによって退会できる。ただし、一旦納入された会費については、返還しないものとする。

主宰者が、本会の会員としてふさわしくないと見なした会員については、会員に通知することで、退会の措置をとることができるものとする。主宰者が退会の措置をとった会員に限り、納入済みの入会金および年会費等があれば、主宰者と会員で協議したうえで、返還する場合があるものとする。

付則

- 1 この会則は2012年1月1日より施行する
- 2 2009年8月1日に施行された『ラブホテル投資クラブ』は解散した